

公益財団法人日本バスケットボール協会
審判員および審判インストラクターに関する細則

第1条(目的)

この細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「本協会」という。)の審判員および審判インストラクターに関する規程(以下、規程という)の施行にあたり、必要な運用事項を定め、同規程の円滑かつ適切な運用を図ることを目的とする。

第2条(審判ライセンス認定講習会)

1. 本協会は原則、S級審判ライセンス認定講習会を年1回以上、A級審判ライセンス認定講習会を各ブロックにおいてそれぞれ年1回以上、またE級審判ライセンス認定講習会を随時開催する。
2. 都道府県バスケットボール協会は原則、B級、C級およびD級審判ライセンス認定講習会を、それぞれ年に1回以上開催する。なお、当該認定講習会の開催基準については、本協会審判委員会が定める。
3. 審判ライセンス認定講習会を受講しようとする者は、本協会審判委員会が定める受講条件を満たさなければ当該認定講習会を受講することができない。
4. 審判ライセンス認定講習会の受講者は、次条に定める受講料を、当該認定講習会主催に納付しなければならない。

第3条(審判ライセンス認定講習会受講料)

審判ライセンス認定講習会の受講者は、下記に示す種別に定める受講料を当該講習会主催協会に納付しなければならない。(下記受講料は税別とする)

種別	一般 (当該年度開始日(4月1日)現在において、18歳以上である受講者)	U18 (当該年度開始日(4月1日)現在において、18歳未満である受講者)
S級審判ライセンス認定講習会	20,000円	—
A級審判ライセンス認定講習会	7,000円	—
B級審判ライセンス認定講習会	5,000円	1,000円
C級審判ライセンス認定講習会	3,000円	1,000円
D級審判ライセンス認定講習会	3,000円	1,000円
E級審判ライセンス認定講習会	1,000円	1,000円

第4条(審判ライセンス更新講習会)

1. 本協会は、審判員の技能の維持・向上および審判ライセンスの有効期間の更新を目的とし原則、S級審判ライセンス更新講習会を年2回以上、A級審判ライセンス更新講習会を各ブロックにおいてそれぞれ年1回以上、またE級審判ライセンス更新講習会を随時開催する。
2. 都道府県バスケットボール協会は、管轄する審判員の技能の維持・向上および審判ライセンスの有効期間の更新を目的とし原則、B級審判ライセンス更新講習会を年1回以上、C級およびD級審判ライセンス更新講習会を、それぞれ2年に1回以上開催する。なお、当該更新講習会の開催基準については、本協会審判委員会が定める。
3. 審判ライセンス更新講習会を受講しようとする者は、本協会審判委員会が定める受講条件を満たさなければ当該更新講習会を受講することができない。
4. 審判ライセンス更新講習会の受講者は、次条に定める受講料を、当該更新講習会主催に納付しなければならない。

第5条(審判ライセンス更新講習会受講料)

審判ライセンス更新講習会の受講者は、下記に示す種別に定める受講料を当該講習会主催協会に納付しなければならない。(下記受講料は税別とする)

種別	一般 (当該年度開始日(4月1日)現在において、18歳以上である受講者)	U18 (当該年度開始日(4月1日)現在において、18歳未満である受講者)
S級審判ライセンス更新講習会	35,000円	—
A級審判ライセンス更新講習会	7,000円	—
B級審判ライセンス更新講習会	5,000円	1,000円
C級審判ライセンス更新講習会	3,000円	1,000円
D級審判ライセンス更新講習会	3,000円	1,000円
E級審判ライセンス更新講習会	1,000円	1,000円

第6条(審判員の定年)

規程第11条に定める審判員の定年は、以下の通りとする。

- (1) プロレフェリーは、満55歳となった日が属する年度の最終日(3月31日)
- (2) S級およびA級審判員は、満55歳となった日が属する年度の最終日(3月31日)
- (3) B級、C級、D級、E級審判員の定年は設けない。

第7条(審判員の登録料)

審判員は、下記に示す種別に定める登録料を毎年度本協会および所属する都道府県バスケットボール協会に納付しなければならない。(下記登録料は税込とする)

(1) 一般(当該年度開始日(4月1日)現在において、18歳以上である審判員)

種別	本協会 基本審判員登録料(年間)	都道府県バスケットボール協会 審判員登録料(年間)
S級審判員	25,000円	5,000円
A級審判員	10,000円	5,000円
B級審判員	4,000円	4,000円
C級審判員	3,000円	3,000円
D級審判員	2,000円	2,000円
E級審判員	1,500円	1,000円

(2) U18(当該年度開始日(4月1日)現在において、18歳未満である受講者)

種別	本協会 基本審判員登録料(年間)	都道府県バスケットボール協会 審判員登録料(年間)
B級審判員	1,000円	無料
C級審判員	1,000円	無料
D級審判員	1,000円	無料
E級審判員	1,000円	無料

第8条(審判活動の休止)

1. 審判員は、長期で海外勤務をするために日本で審判活動ができない、もしくは長期の病気、怪我の治療または妊娠などのために審判活動ができないなど、やむを得ない理由がある場合、「審判活動休止」申請を行い、審判活動を休止することができる。なお、休止しようとする場合は、所属する都道府県バスケットボール協会の承認を得なければならない。
2. 規程第16条に基づく活動の休止期間は最長で、休止開始の後3年以内に終了する年度の最終日(3月31日)までとする。
3. 休止解除後の審判ライセンスの有効期間は、以下の通りとする。
 - (1) S級・A級・B級審判員: 休止解除日の属する年度の最終日(3月31日)までとする。
 - (2) C級・D級・E級審判員: 休止解除日の属する年度が奇数年度の場合は当該年度の最終日(3月31日)、偶数年度の場合は翌年度の最終日(3月31日)までとする。
 - (3) 前項により審判活動を休止する審判員は、休止期間中、第7条[審判員の登録料]に規定する本協会および所属する都道府県バスケットボール協会への登録料の支払いを免除される。

第9条(審判インストラクターライセンス認定講習会)

1. 本協会は原則、T級、1級および2級審判インストラクターライセンス認定講習会をそれぞれ年1回以上、3級審判インストラクターライセンス認定講習会を随時開催する。
2. 審判インストラクターライセンス認定講習会を受講しようとする者は、本協会審判委員会が定める受講条件を満たした者のうち、T級、1級および2級審判インストラクターライセンス認定講習会は本協会、3級審判インストラクターライセンス認定講習会は所属の都道府県バスケットボール協会の推薦がなければ当該講習会を受講することができない。
3. 審判インストラクターライセンス認定講習会の受講者は、次条に定める受講料を、当該認定講習会

主催協会に納付しなければならない。

第10条(審判インストラクターライセンス認定講習会受講料)

審判インストラクターライセンス認定講習会の受講者は、下記に示す種別に定める受講料を、当該認定講習会主催協会に納付しなければならない。(下記受講料は税別とする)

- (1) T級審判インストラクター認定講習会 20,000円
- (2) 1級審判インストラクター認定講習会 5,000円
- (3) 2級審判インストラクター認定講習会 4,000円
- (4) 3級審判インストラクター認定講習会 2,000円

第11条(審判インストラクターライセンス更新講習会)

1. 本協会は、審判インストラクターの技能の維持・向上およびライセンスの有効期間の更新を目的とし原則、T級審判インストラクターライセンス更新講習会を年2回以上、1級および2級審判インストラクターライセンス更新講習会をそれぞれ年1回以上、3級審判インストラクターライセンス更新講習会を随時開催する。
2. 審判インストラクターライセンス更新講習会を受講しようとする者は、本協会審判委員会が定める受講条件を満たさなければ当該更新講習会を受講することができない。
3. 審判インストラクターライセンス更新講習会の受講者は、次条に定める受講料を、当該更新講習会主催協会に納付しなければならない。

第12条(審判インストラクターライセンス更新講習会受講料)

審判インストラクターライセンス更新講習会の受講者は、下記に示す種別に定める受講料を、当該更新講習会主催協会に納付しなければならない。(下記受講料は税別とする)

- (1) T 級審判インストラクター更新講習会 20,000円
- (2) 1級審判インストラクター更新講習会 5,000円
- (3) 2級審判インストラクター更新講習会 4,000円
- (4) 3級審判インストラクター更新講習会 2,000円

第13条(審判インストラクターの定年)

規程第26条に定める審判インストラクターの定年は、以下の通りとする。

- (1) T 級審判インストラクターは、満65歳となった日が属する年度の最終日(3月31日)
- (2) 1級、2級、3級審判インストラクターは、満70歳となった日が属する年度の最終日(3月31日)

第14条(審判インストラクターの登録料)

審判インストラクターは、下記に示す種別に定める登録料を、毎年度本協会および所属する都道府県バスケットボール協会に納付しなければならない。(下記登録料は税込とする)

種別	本協会 基本審判インストラクター 登録料(年間)	都道府県バスケットボール協会 審判インストラクター登録料(年間)
T級審判インストラクター	8,000円	2,000円
1級審判インストラクター	4,000円	1,000円
2級審判インストラクター	3,000円	1,000円
3級審判インストラクター	1,500円	500円

第15条(審判インストラクター活動の休止)

1. 審判インストラクターは、長期で海外勤務をするために日本で審判インストラクター活動ができない、もしくは長期の病気、怪我の治療または妊娠などのために審判インストラクター活動ができないなど、やむを得ない理由がある場合、「審判インストラクター活動休止」申請を行い、審判インストラクター活動を休止することができる。なお、休止しようとする場合は、所属する都道府県バスケットボール協会の承認を得なければならない。
2. 休止期間は最長で、休止開始の後3年以内に終了する年度の最終日(3月31日)までとする。
3. 第1項の休止申請があった場合の審判インストラクターライセンスの有効期間は、休止解除日の属する年度の最終日(3月31日)までとする。
4. 前項により審判インストラクター活動を休止する審判員は、休止期間中、第14条〔審判インストラクターの登録料〕に規定する本協会および所属する都道府県バスケットボール協会への登録料の支払いを免除される。

第16条(審判インストラクターの謝金)

本協会が指定する競技会、講習会または研修会における審判インストラクターの指導・評価・審査業務に対する謝金の金額は、下記に示すとおりとする。

	区分	謝金額 (税込)	単位	講習会・研修会 ・競技会等	業務	資格
1	トップリーグインストラクター	15,000円	1試合	Bリーグ、B3リーグ、Wリーグ	評価、指導	T級審判インストラクター
2	トップリーグに関わる講習会、研修会	10,000円	1日	WJBLサマーキャンプ等	講義(資料作成含)、 評価、審査、指導	T級審判インストラクター
3	全国大会等派遣講師	10,000円	1日	インターハイ等	講義(資料作成含)、 評価、審査、指導	1級審判インストラクター以上
4	JBA派遣による都道府県講習会	10,000円 ※ ¹	1日	都道府県バスケットボール協会主催講習会	講義(資料作成含)、 評価、審査、指導	1級審判インストラクター以上
5	FIBAライセンスに関わる審査会、講習会、研修会	10,000円	1日	FIBAライセンス国内推薦選考会等	講義(資料作成含)、 評価、審査、指導	T級審判インストラクター
6	S級審判員に対する講習会、研修会	10,000円	1日	S級更新講習会	講義(資料作成含)	1級審判インストラクター以上 ※ ²
7	S級審判ライセンス昇格に関する審査会	10,000円	1日	S級審査会	評価、審査	T級審判インストラクター
8	A級審判員に対する講習会、研修会	8,000円	1日	A級更新講習会、S級への推薦選考会	講義(資料作成含)、 指導、評価、審査	2級審判インストラクター以上
9	A級審判ライセンス昇格に関する審査会	6,000円	1日	A級審査会	評価、審査	2級審判インストラクター以上
10	B級審判員に対する講習会、研修会	5,000円	1日	B級更新講習会、A級への推薦選考会	講義(資料作成含)、 指導、評価、審査	3級審判インストラクター以上
11	B級審判ライセンス昇格に関する審査会	4,000円	1日	B級審査会	評価、審査	3級審判インストラクター以上
12	C・D級審判員に対する講習会、研修会	3,000円	1日	C・D級更新講習会、B級への推薦選考会	講義(資料作成含)、 指導、評価、審査	3級審判インストラクター以上
13	C・D級審判ライセンス昇格に関する審査会	3,000円	1日	C・D級審査会	評価、審査	3級審判インストラクター以上
14	T級審判インストラクターに関する講習会、研修会	10,000円	1日	T級更新講習会、T級認定講習会	講義(資料作成含)	・FIBAインストラクター ・T級審判インストラクター 所有部会長以上
15	1級審判インストラクターに関する講習会、研修会	10,000円	1日	1級更新講習会、1級認定講習会	講義(資料作成含)	T級審判インストラクター
16	2級審判インストラクターに関する講習会、研修会	8,000円	1日	2級更新講習会、2級認定講習会	講義(資料作成含)	1級審判インストラクター以上
17	3級審判インストラクターに関する講習会、研修会	eラーニングにより実施				

注: 競技会における審判主任業務に対しての謝金は支給しない。講習会・研修会の講師および審査員の場合のみ支給する。

※¹ JBAからの講師派遣で都道府県バスケットボール協会が謝金支給する場合において、インターハイ・国スポ等開催地実行委員会の謝金規程があるときは、当該規定額を優先して適用する。

※² 1級審判インストラクターがS級対象講習会の講師を担当する場合、JBAテクニカル部会または講習会主催団体が指名した者とする。

第 17 条(改廃)

この細則の改廃は事務総長の承認に基づいて行うものとする。

第 18 条(所管)

この細則の所管は、審判グループが行う。

第 19 条(施行)

この細則は、2026年7月22日から施行する。

附則

この細則は2026年 7 月22日から適用する。